

酒田市犯罪被害者等支援条例

令和6年4月1日施行



犯罪のない安全で安心して暮らせるまちは、私たちみんなの願いです。
しかし、誰もが、ある日突然犯罪の被害に巻き込まれる可能性があります。
このような背景から、本市において、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取り組みを推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目指します。

酒田市

制度にいたる背景

平成 16 年 12 月、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」が制定され、司法制度などが改正されるとともに、国や地方公共団体、警察、関係機関などが連携・協力して、犯罪被害者等支援に関する様々な取り組みが進められてきました。

本市では、山形県や酒田警察署、民間支援団体、その他関係機関などと連携・協力するとともに、犯罪被害者等の支援と広報啓発等について推進してきました。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族あるいはご遺族が、再び平穏な生活を取り戻すためには犯罪被害者等がおかれた状況を市民の皆さん一人ひとりが正しく理解し、社会全体で支えることが、大変重要です。

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、この条例を制定しました。

酒田市犯罪被害者等支援条例の概要について

(1) 市、市民等、事業者の責務の明確化

犯罪被害者等支援に対する市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、関係機関との適切な役割分担、連携及び協力するよう努めます。

(2) 総合支援窓口の設置

犯罪や事故等の被害者及びその家族（遺族を含む）の抱える悩みや苦しみに係る相談を受け、日常生活等を円滑に営むことができるように必要な情報の提供、関係機関等との連携、調整を行います。

(3) 総合的支援体制の整備

県の計画において支援体制の整備・充実を掲げており、市町村の役割等が明記されているため、県と連携して支援を行います。

(4) 二次的被害および再被害の防止

知り得た情報を漏らさないよう細心の注意を払いつつ、犯罪被害者等の住所地を加害者から特定されることを防ぐため、住民票や戸籍の付票等の閲覧を制限することなどを行います。

(5) 日常生活等及び居住の安定に関する支援

被害の軽減及び回復を図るために必要な情報や支援は一人ひとり違うため、個々の事情に応じて支援内容を検討し、庁内外の機関で連携して最適な対応を行います。

(6) 保健医療サービス等の提供

心身に受けた影響から回復することができるように、必要な保健医療サービス等の提供、その他必要な支援を行います。